

## とこワク（Work + Innovation）推進業務委託仕様書

### 1 業務の目的

三重県では、関係人口の増加による県内経済の活性化や地域課題の解決、移住の促進につなげることを目的として、本県における関係人口の増加を図る「とこわか（常若）ワーケーション」（以下「とこワク」という。）（Work + Innovation）の推進に取り組んでいます。

今年度においては、県内企業向けにワーケーション推進にかかる意識啓発事業を行うとともに、既存のモデルプランを企業のニーズに合わせてブラッシュアップを図るなど、企業の利用促進に向けて一層の機運醸成や環境整備を図ります。

また、関係人口拡大のため、三重県内でワーケーション受入等をされている方々（以下「地域コーディネーター」という。）を、地域を超えてつなぐ情報交換・交流の場づくりを通じて、とこワクが目指す地域社会の実現（別紙「提言概要版」参照）に資することを目的とします。

### 2 業務内容

#### （1）とこワク（Work + Innovation）プログラム造成業務

##### （ア）マッチング及び既存モデルプランのブラッシュアップ業務

三重県のワーケーションポータルサイト「とこワクサイト」に掲載されているおすすめプランの受入地域（以下「地域」という。）について県と協議のうえで選定し、地方におけるワーケーションの実施に関心のある県内外の企業（以下「企業」という。）とのマッチングを図り、企業と地域が共同でプログラムを造成する体制を整えてください。

そのうえで、現地視察やテストマーケティングを経て、既存のモデルプランを企業のニーズにつながる内容にブラッシュアップさせ、マッチング企業による年度内実践につなげてください。

目標値は、企業と地域のマッチング件数は4件以上、1件あたりの年度内実践は10人以上を設定してください。また、この送り出し企業における受託者のグループ企業の割合は3割以内にとどめてください。

なお、ブラッシュアップ後のプログラムは、他の企業の利用につながるような汎用性の高い基本プランも併せて設定してください。

##### （イ）新規受入地域へのサポート業務

令和5年度に新たにワーケーション誘致に取り組む地域について県と協議のうえで選定し、企業とのマッチング及びプログラム造成にかかるサポート（5回以上、オンライン相談を含む。）を行ってください。

目標値は、サポートする地域の件数2件以上を設定してください。

なお、造成後のプログラムは、他の企業の利用につながるような汎用性の高い基本プランも併せて設定してください。

##### （ウ）地域コーディネーターの情報交換・交流の場づくり業務

三重県には、ワーケーションや移住、空き家など、様々な分野の地域コーディネーターがすで

に地域で活躍していますが、こうした人たちが連携してワーケーション誘致に取り組めるよう、地域コーディネーター同士の情報交換・交流の場づくり（以下「ネットワーク」という。）が必要となっています。

そこで、上記の中から県と協議のうえで候補者を選定し、彼らを構成員とするネットワーク（規模：20名以上）を構築してください。

なお、ネットワーク構築にあたっては、つながりづくりのイベント（2回以上）や構成員同士の相互理解につながる地域イベント（4回以上）を対面で開催するとともに、構成員同士の交流や情報発信等に資するオンライングループを、無料のSNSを用いて立ち上げてください。

#### （2）県内企業を対象とした啓発業務

県内企業によるワーケーション利用を促進するため、先進事例等を学ぶセミナー等を2回以上行い、企業側の制度導入の機運を醸成してください。

また、テーマや講師の選定、告知方法については、ワーケーションに関心のない企業にも訴求する内容としてください。

開催規模はオンライン参加を含め30名以上の目標値を設定することとし、それぞれ2カ月以上の告知期間の確保に努めてください。

#### （3）独自提案

上記（1）～（2）以外で、当業務の目的に資する独自提案があれば、企画提案に含めてください。

#### （4）効果検証

上記（1）～（3）の実施について、関係者（参加者、送り出し企業、受入地域等）にアンケートを実施して取組効果を検証し、事業実施報告に反映してください。

### 3 参加者の費用負担

原則、参加者の自己負担とします。

ただし、上記2（1）（ア）、（イ）において、既存のモデルプランのブラッシュアップやプログラム造成までに要する送り出し企業の費用負担については委託費用に含め、年度内実践にかかる費用は送り出し企業側の自己負担としてください。

### 4 成果物の提出（事業実施報告書の提出）

上記2（1）～（4）の取組について、事業の成果分析や課題抽出等を行い、今後の方向性について検討した実績報告書を作成し、令和6年3月15日（金）までに、本事業の過程で作成した資料などとともに、紙媒体1部及び電子媒体（USB若しくはオンライン送付）1式で提出してください。

上記成果物は、ワード、エクセル、パワーポイント形式等、三重県において二次利用可能な形式で作成してください。著作権、肖像権その他権利に関して権利者の許諾が必要な場合は、後述

9に基づき、受託者において必要な処理を行ってください。

なお、報告書は県内他地域の今後の取組の参考とするため、県の広報やインターネットサイト等に使用し、公開する場合があります。

- ①実施概要（写真添付のこと）
- ②造成プログラムの概要
- ③事業の成果と課題
- ④今後の方向性にかかる提案

## 5 業務全般にかかる共通要件

(1) 受託者は、本業務を確実に遂行する履行体制を確保し、県と十分な連携が図れる体制とすること。

(2) 本業務における実施内容は、提案内容をふまえ、最終的に県と受託者との協議のうえ決定する。また、業務の実施にあたっては、県以外の関係者とも十分に連絡調整を行うこと。

(3) 受託者は契約締結後、県と協議のうえ、実施内容、業務スケジュール、業務実施体制を含めた業務計画書を作成し、提出すること。業務の遂行にあたり、業務計画書の内容に変更が必要となる場合は、県と協議し、承認を得ること。

(4) 本仕様書に明示されていない事項又は業務上疑義が生じた場合は、県と受託者との協議のうえ業務を進めるものとする。

(5) 原則として再委託は禁止する。ただし、契約業務の一部を委託する場合について、県の承諾を得た場合はこの限りではない。

(6) 受託者は何人に対しても、委託期間中または委託期間終了後を問わず、業務上知り得た個人情報及び三重県の機密事項を第三者に漏洩してはならない。

(7) 受託者は、この契約による事務を処理するための個人情報の取り扱いについては、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守しなければならない。

## 6 障がい理由とする差別の解消の推進

受託者は、業務を実施するにあたり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律を遵守するとともに、同法第7条第2項（合理的配慮の提供義務）に準じ適切に対応するものとする。

## 7 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結権者は、受託者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約が解除できるものとする。

## 8 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

(1) 受注者が契約の履行にあたって、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。

- ① 断固として不当介入を拒否すること。
- ② 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をする事。
- ③ 発注所属に報告すること。
- ④ 契約の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより、受託業務の遂行に遅れが生じる等の被害が生じる恐れがある場合は、発注所属と協議を行うこと。

(2) 契約締結権者は、受託者が(1)②又は③の義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講ずるものとする。

## 9 著作権

(1) 成果品のうち新規に発生した著作物にかかる全ての著作権(著作権法(昭和45年法律第48号)第27条及び第28条に規定する権利を含む。)及び成果品のうち県又は受託者が委託業務の従前から著作権を有する著作物の翻案等により発生した二次的著作物の著作権は、成果品の引渡しをもって県に譲渡されるものとする。

(2) (1)の規定により著作権を譲渡すべき著作物の著作権が受託者以外の第三者に帰属している場合は、受託者は成果品の引渡し時点までに当該著作権を取得したうえ、県に譲渡するものとする。

(3) 成果品のうち、(1)の規定の対象外で著作権が受託者に留保されている著作物については、県が成果品を自ら利用するために必要な範囲において県及び県が指定する者が自由に利用(著作権法に基づく複製、翻案等を行うことをいい、以下同じ。)できるものとする。

(4) 成果品のうち、(1)の規定の対象外で著作権が第三者に帰属している著作物については、受託者は、県が成果品を利用するために必要な範囲において県及び県が指定する者が利用することについて当該第三者の許諾を得るものとする。

(5) 県は著作権法第20条第2項第3号又は第4号に該当しない場合においても、その使用のために、成果品を改変し、また、任意の著作者名で任意に公表することができるものとする。

(6) 受託者は、(1)の規定に基づき県に著作権を譲渡した著作物に関する著作者人格権(著作権法第18条から第20条までに規定する権利をいう。以下同じ。)を一切行使しないものとする。

(7) 受託者は、(2)の規定に基づき県に著作権を譲渡した著作物について、当該第三者が著作者人格権を一切行使しない旨の契約を締結するものとする。

(8) (6)及び(7)に規定する著作者人格権の不行使は、県が必要と判断する限りにおいて、本契約終了後も継続するものとする。

(9) 本業務における著作権の譲渡、著作者人格権の不行使、著作物の利用許諾等にかかる一切の対価及び経費は委託費用に含まれているものとする。

## 10 履行場所

三重県庁(三重県津市広明町13番地)

その他県の指定する場所

## 1 1 事務担当

三重県雇用経済部県産品振興課 (担当者：鈴木、山村)

住 所：〒514-8570 津市広明町 13 三重県庁 8 階

電 話：059-224-2386

メールアドレス：suzuks06@pref.mie.lg.jp、yamamy31@pref.mie.lg.jp

## 「個人情報の取扱いに関する特記事項」

注) 「甲」は県の機関等を、「乙」は受託者をいう。

### (基本的事項)

第1条 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適切に取り扱わなければならない。

また乙は、個人番号を含む個人情報取扱事務を実施する場合には、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)等関係法令を遵守すること。

### (秘密の保持)

第2条 乙は、この契約による事務に関して知ることができた個人情報を甲の承諾なしに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

### (責任体制の整備)

第3条 乙は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

### (責任者等の報告)

第4条 乙は、この契約による個人情報の取扱いの責任者(以下「個人情報保護責任者」という。))及び業務に従事する者(以下「作業従事者」という。)を定め、書面により甲に報告しなければならない。

2 乙は、前項の個人情報保護責任者及び作業従事者を変更する場合は、あらかじめ甲に報告しなければならない。

### (作業場所等の特定)

第5条 乙は、個人情報を取り扱う場所(以下「作業場所」という。)とその移送方法を定め、業務の着手前に書面により甲に報告しなければならない。

2 乙は、作業場所及び移送方法を変更する場合は、事前に書面により甲に報告しなければならない。

3 乙は、甲の事務所内に作業場所を設置する場合は、個人情報保護責任者及び作業従事者に対して、身分証明書を常時携帯させ、名札等を着用させて業務に従事させなければならない。

### (保有の制限)

第6条 乙は、この契約による事務を処理するために個人情報を保有するときは、事務の目的を明確にするとともに、事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

2 乙は、この契約による事務を処理するために個人情報を保有するときは、甲の指示に従わなければならない。

### (利用及び提供の制限)

第7条 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

(教育の実施)

第8条 乙は、この契約による事務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、その事務に関して知ることができた個人情報を他に漏らしてはならないこと、契約の目的以外の目的に使用してはならないこと及び個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）（以下「個人情報保護法」という。）第66条第2項及び第67条、個人情報保護法及び番号法に定める罰則規定並びに本特記事項において従事者が遵守すべき事項、その他この契約による業務の適切な履行に必要な事項について、教育及び研修をしなければならない。

(派遣労働者等の利用時の措置)

第9条 乙は、この契約による事務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者についての労働派遣契約書において個人情報の取扱いを明示する等、正社員以外の労働者にこの契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

2 乙は、甲に対して、正社員以外の労働者による個人情報の処理に関する結果について責任を負うものとする。

(再委託の禁止)

第10条 乙は、この契約による事務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、甲が承諾した場合を除き、第三者にその処理を委託してはならない。

また、甲の承諾を得て乙が再委託する場合には、乙は、本条第2項から第6項の措置を講ずるものとし、再々委託を行う場合以降も同様とする。

2 乙は、個人情報の処理を再委託する場合又は再委託の内容を変更する場合は、あらかじめ次の各号に規定する項目を記載した書面を甲に提出して前項の承諾を得なければならない。

一 再委託する業務の内容

二 再委託先

三 再委託の期間

四 再委託が必要な理由

五 再委託先に求める個人情報保護措置の内容

六 前号の個人情報保護措置の内容を遵守し、個人情報を適切に取り扱うという再委託先の誓約

七 再委託先の監督方法

八 その他甲が必要と認める事項

3 乙は、再委託を行ったときは遅滞なく再委託先における次の事項を記載した書面を甲に提出しなければならない。

一 再委託先

二 再委託する業務の内容

三 再委託の期間

四 再委託先の責任体制等

五 再委託先の個人情報の保護に関する事項の内容及び監督方法

六 その他甲が必要と認める事項

- 4 乙は、前項の内容を変更する場合は、事前に書面により甲に報告しなければならない。
- 5 乙は、再委託を行った場合、再委託先にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、乙と再委託先との契約内容にかかわらず、甲に対して、再委託先による個人情報の処理及びその結果について責任を負うものとする。
- 6 乙は、再委託を行った場合、その履行状況を管理・監督するとともに、甲の求めに応じて、管理・監督の状況を甲に対して適宜報告しなければならない。

(個人情報の適正管理)

第11条 乙は、この契約による事務を行うために利用する個人情報を保持している間は、次の各号の定めるところにより、個人情報の管理を行わなければならない。

- 一 施錠が可能な保管庫又は施錠若しくは入退室管理可能な保管室で厳重に個人情報を保管すること。
- 二 甲が指定した場所へ持ち出す場合を除き、個人情報を定められた場所から持ち出さないこと。
- 三 個人情報を電子データで持ち出す場合は、電子データの暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置を施すこと。
- 四 甲から引き渡された個人情報を甲の指示又は承諾を得ることなく複製又は複写しないこと。
- 五 個人情報を電子データで保管する場合、当該データが記録された媒体及びそのバックアップの保管状況並びに記録されたデータの正確性について、定期的に点検すること。
- 六 個人情報を管理するための台帳を整備し、責任者、保管場所その他の個人情報の取扱いの状況を当該台帳に記録すること。
- 七 作業場所に、私用パソコン、私用外部記録媒体その他私用物を持ち込んで、個人情報を扱う作業を行わせないこと。
- 八 個人情報を利用する作業を行うパソコンに、個人情報の漏えいにつながると考えられる業務に関係のないアプリケーションをインストールしないこと。

(受渡し)

第12条 乙は、この契約において利用する個人情報の受渡しに関しては、甲が指定した手段、日時及び場所で行うものとし、個人情報の引渡しを受けた場合は、甲に受領書を提出しなければならない。

(個人情報の返還、廃棄又は消去)

第13条 乙は、この契約による事務を処理するために保有した個人情報について、事務完了後、甲の指示に基づいて個人情報を返還、廃棄又は消去しなければならない。

- 2 乙は、第1項の個人情報を廃棄する場合、記録媒体を物理的に破壊する等当該個人情報が判読、復元できないように確実な方法で廃棄しなければならない。
- 3 乙は、パソコン等に記録された第1項の個人情報を消去する場合、データ消去用ソフトウェアを使用し、通常の方法では当該個人情報が判読、復元できないように確実に消去しなければならない。
- 4 乙は、個人情報を廃棄又は消去したときは、廃棄又は消去を行った日、責任者名及び廃棄又は消去の内容を記録し、書面により甲に報告しなければならない。

5 乙は、廃棄又は消去に際し、甲から立会いを求められた場合は、これに応じなければならない。

(点検の実施)

第14条 乙は、甲から個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、個人情報の取扱いに関する点検を実施し、直ちに甲に報告しなければならない。

(検査及び立入調査)

第15条 甲は、本委託業務に係る個人情報の取扱いについて、本特記事項に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、乙及び再委託先等に対して検査を行うことができる。

2 甲は、前項の目的を達するため、作業場所を立入調査することができるものとし、乙に対して必要な情報を求め、又はこの契約による事務の執行に関して必要な指示をすることができる。

(事故発生時の対応)

第16条 乙は、この契約による事務の処理に関して個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無に関わらず、直ちに甲に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況を書面により報告し、甲の指示に従わなければならない。

2 乙は、甲と協議のうえ、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、可能な限り当該漏えい等に係る事実関係、発生原因及び再発防止策の公表に努めなければならない。

(契約の解除)

第17条 甲は、乙が本特記事項に定める義務を履行しない場合及び個人情報保護法に違反した場合は、この契約による業務の全部又は一部を解除することができる。

2 乙は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、甲に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

(損害賠償)

第18条 乙の故意又は過失を問わず、乙が本特記事項の内容に違反し、又は怠ったことにより、甲に対する損害を発生させた場合は、乙は、甲に対して、その損害を賠償しなければならない。